

令和7年度
ネーミングライツパートナー

募集要項

【園部公園陸上競技場】

南丹市

目 次

1. 実施目的	【P1】
2. 募集対象施設	【P1】
3. 愛称について	【P1】
4. 契約期間	【P2】
5. ネーミングライツ料等	【P2】
6. ネーミングライツパートナーのメリット等	【P3】
7. 応募資格	【P4】
8. 応募手続	【P5】
9. 選定方法	【P6】
10. 契約の締結	【P7】
11. 契約の更新	【P7】
12. 契約の解除	【P7】
13. 問い合わせ先	【P8】

ネーミングライツパートナー募集要項

南丹市（以下「市」という。）では、市の施設におけるネーミングライツ（施設における愛称を命名する権利及びこれに付帯する権利をいう。）の導入にあたり、次とおりネーミングライツパートナー（ネーミングライツの付与を受ける者をいう。）を募集します。

なお、この募集要項に定めるもののほか、市におけるネーミングライツの付与については、南丹市ネーミングライツ事業実施要綱（令和7年10月1日施行）に定めるとおりとします。

1. 実施目的

市では、市の施設にネーミングライツを導入することで得られた収入を施設の持続的な管理、運営等に充てることにより、施設利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として、ネーミングライツパートナーを募集します。

2. 募集対象施設

（1）南丹市園部公園陸上競技場（南丹市園部町横田下河原1番地外）

- ・総面積（39,823m²）
- ・8レーン400mトラック
- ・フィールド芝
- ・その他（観覧席、会議室など）

3. 愛称について

(1) 愛称の条件

- ア 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。
- イ 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、当分の間、正式名称を併記するなどの措置を講ずる場合があります。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツ事業の対象としません。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 政治性又は宗教性のあるもの
- エ 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの
- オ 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- カ その他市長が特に適当でないと認めたもの

4. 契約期間

契約締結日から3年以上の期間とする。

5. ネーミングライツ料等

(1) 最低希望価格（取引にかかる消費税額および地方消費税額を含む）

施設名	ネーミングライツ料（年額）
南丹市園部公園陸上競技場	700,000 円以上

（2）命名権料の支払いは、年度ごとに納付するものとします。

（3）ネーミングライツに伴う費用負担

区分	市	パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット・封筒等の印刷物やHPの表示変更（※2）	○	

※1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定することとします。

6. ネーミングライツパートナーのメリット等

ネーミングライツパートナーが決定した後、法人名、施設の愛称、命名権料等について公表し、広く愛称の周知を図ります。

（1）市の広報紙や公式ホームページ等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。なお、愛称とともに市が定めている施設名称を併記する場

合もあります。

- (2) ネーミングライツパートナーのホームページ等で、ネーミングライツパートナーであることを広報することができます。
- (3) 各種大会の企画や協賛、地域貢献活動の実施やイベントの企画等について、要望を提案することができます。(内容によりご要望に応じることができない場合もあります)
- (4) 当該施設の優先予約の権利を付与いたします（年間2回まで）
- (5) 当該施設を無料で利用することができます（年間2回まで）
- (6) ネーミングライツパートナーは、当該施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

7. 応募資格

ネーミングライツパートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する企業、団体及び個人事業主とし、次の各号に該当しないものとします。ただし、複数事業者で参加することもできることとします。その場合、参加する全事業者が次の各号に該当しないものとし、申請は、複数企業の代表企業が行うものとします。

なお、複数企業・共同企業体の企業数の上限は、3社以内とします。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらに類するもの

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中のもの
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (5) 公的機関・行政機関から入札参加停止（指名停止）を受けているもの
- (6) 南丹市税を滞納しているもの
- (7) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
- (8) その他市長が適当でないと認めるもの

8. 応募手続

(1) 事前相談の申込

ネーミングライツパートナーの取得を希望される際は、(2)に規定する提案書類を提出する前に必ず市（スポーツ推進課 電話 0771-68-0003）に事前相談をお願いします。

(2) 提案書類の提出

事前相談で調整後、実施に向けて進める場合は、改めて、次表に掲げる書類を持参又は郵送にて提出してください。

番号	提出書類
1	南丹市ネーミングライツ事業申請書（様式第1号）
2	南丹市ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書（様式第2号）
3	会社等概要書類

4	直近3か年の決算報告書類、又は確定申告書
5	登記事項証明書（商業登記簿謄本）※発行後3箇月以内のもの
6	印鑑証明書※発行後3箇月以内のもの
7	市税に未納が無いことを証する書類（直近1年分）
8	地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（任意様式）

※ 複数事業者で申し込む場合は、複数事業者の各事業者の上記2～8の書類を提出してください。

（3）留意事項

- ア 応募にあたって必要な経費は、全額応募者の負担とします
- イ 応募書類等は、返却しません

（4）募集期間

令和7年11月4日（火）～令和8年2月27日（金）

平日、午前9時00分～午後4時30分（土日、祝日は除く）

※応募がなかった場合は、募集要項を見直し再公募する予定

9. 選定方法

（1）優先交渉権者の決定

市が設置する審査委員会において、応募者から提案された命名権料、経営の安定性、企業理念、愛称の妥当性及び提案事項を総合的に判断し、ネーミングライツパートナーの優先交渉権の付与を決定します。なお、応募者が1者の場合で

も、審査委員会において審査、選考を行います。

(2) ヒアリングの実施

優先交渉権者の審査または決定にあたり、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(3) 結果の通知

優先交渉権者との協議が整った場合、ネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

10. 契約の締結

市とネーミングライツパートナーは、協定の内容を協議し、協議が整った段階で、ネーミングライツに関する契約書を締結します。

11. 契約の更新

契約期間が満了する場合において、ネーミングライツパートナーから契約更新の申し出があったときは、当該ネーミングライツパートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、審査委員会が行います。

ネーミングライツパートナーが契約の更新を希望するときは、契約期間が満了する3ヶ月前までに申し出る必要があります。

12. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損

なわれるおそれが生じた場合、市は契約期間満了を待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用はパートナーが負担するものとします。

13. 問い合わせ先

南丹市地域振興部スポーツ推進課

〒622-8651 南丹市園部町小桜町47番地

【電話】 0771-68-0003 【FAX】 0771-63-0653

【E-mail】 sports@city.nantan.lg.jp